令和6年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

別冊2 (令和6年度各会計予算関係)

河内長野市

令和6年3月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第33号	令和6年度河内長野市一般会計予算	 1
議案第34号	令和6年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会 計予算	 1 1
議案第35号	令和6年度河内長野市土地取得特別会計予算	 1 5
議案第36号	令和6年度河内長野市部落有財産特別会計予算	 1 8
議案第37号	令和6年度河内長野市介護保険特別会計予算	 2 1
議案第38号	令和6年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算	 2 4
議案第39号	令和6年度河内長野市水道事業会計予算	 2 7
議案第40号	令和6年度河内長野市下水道事業会計予算	 3 1

議案第33号

令和6年度河内長野市一般会計予算

令和6年度河内長野市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,728,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及 び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入 れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当等(会計年度任用職員に係る職員手 当等を除く。)及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

第	1	表	成	人	成	出	Ť	算	

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1 市 税		11, 302, 577
	1 市 民 税	5, 269, 215
	2 固 定 資 産 税	4, 406, 759
	3 軽 自 動 車 税	241, 793
	4 市 た ば こ 税	495, 827
	5 入 湯 税	1, 994
	6都市計画税	886, 989
2地 方 譲 与 税		261, 300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	54, 200
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	170, 300
	3 森 林 環 境 譲 与 税	36, 800
3 利 子 割 交 付 金		12, 700
	1利子割交付金	12, 700
4配当割交付金		105, 100
	1配当割交付金	105, 100
5 株式等譲渡所得割交付金		97, 900
	1 株式等譲渡所得割交付金	97, 900
6 法 人 事 業 税 交 付 金		181, 700
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	181, 700
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2, 221, 700
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2, 221, 700
8 ゴルフ場利用税交付金		18, 900
	1 ゴルフ場利用税交付金	18, 900
9 環 境 性 能 割 交 付 金		64, 400

一般会計

(単位:千円) 歳 入 款 項 金 額 1 環 境 性 能 割 交 付 金 64, 400 特 例 交 付 金 10 地 方 484, 023 1 地 方 特 例 交 付 金 483, 300 2 新型コロナウイルス感染症対策 723 地方税減収補填特別交付金 11 地 方 交 付 税 8, 498, 000 1 地 方 交 付 税 8, 498, 000 12 交通安全対策特別交付金 13,600 1 交通安全対策特別交付金 13,600 13 分 担 金 及 び 負 担 金 265, 643 1 負 担 金 265, 643 14 使 用 料 及 び 手 数 料 667, 133 用 料 335, 650 1 使 料 2 手 数 331, 483 出 庫 支 15 国 金 8, 905, 952 担 1 国 庫 負 金 6, 208, 778 2, 664, 904 2 国 庫 補 助 金 3 委 託 金 32, 270 16 府 支 出 金 3, 481, 627 担 2, 568, 080 1 府 負 金 助 2 府 補 金 743, 554 3 委 託 169, 993 金 17 財 収 産 入 277,020 1 財 産 運 用 収 入 133, 141 2 財 払 産 売 収 入 143, 879

(単位:千円) 歳 入 款 項 額 金 18 寄 附 金 807, 320 807, 320 1 寄 附 金 1, 675, 857 19 繰 入 繰 61, 162 別会 計 入 繰 2 基 金 入 金 1,614,695 越 20 繰 金 1,000 1 繰 越 金 1,000 492, 348 21 諸 収 入 1 延滞金、加算金及び過料 6,000 預 200 3 貸付金元利収 入 68, 802 4 受 託 事 業 33, 962 収 入 5 雑 入 383, 384 22 市 債 1,892,200 1, 892, 200 1 市 債 41, 728, 000 合 歳 入 計

歳出 (単位:千円) 項 款 金 額 会 費 292, 986 1 議 1 議 費 会 292, 986 務 費 5, 440, 273 2 総 管 理 費 1 総 務 4, 619, 445 税 費 456, 031 2 徴 3 戸籍住民基本台帳費 209, 481 4 選 挙 費 101, 992 計 調 査 費 5 統 30, 536 6 監 査 委 員 費 22, 788 生 20, 724, 987 3 民 1 社 会 祉 費 福 11, 992, 520 6, 120, 951 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費 2,611,516 4 衛 生 費 3, 326, 791 1, 500, 632 1 保 健 衛 生 費 2 清 掃 費 1,826,159 働 5 労 費 18, 179 1 労 働 諸 費 18, 179 林 業 費 6 農 445, 439 1 農 業 費 240, 983 2 林 業 費 204, 456 7 商 工 費 306,820 1 商 工 費 306, 820 8 土 木 費 2, 974, 943

歳 出 (単位:千円) 項 款 額 金 管 費 1 土 木 理 31, 118 2 道 路 橋 梁 費 728, 685 ЛП 費 3 河 90, 859 4 都 市 計 費 画 2, 039, 561 宅 5 住 84, 720 防 費 1, 473, 600 9 消 1 消 防 費 1, 473, 600 3, 760, 281 10 教 育 費 1 教 務 費 432, 477 797, 293 校 2 小 学 費 3 中 学 校 579, 896 4 社 会 教 育 費 1,010,031 5 保 健 体 育 費 940, 584 11 災 害 復 旧 費 120,683 1 農林施設災害復旧費 10,000 2 公共土木施設災害復旧費 110,683 12 公 債 費 2, 793, 018 費 1 公 債 2, 793, 018 13 予 備 費 50,000 備 1 予 費 50,000 計 41, 728, 000 歳 出

第2表 継続費

	款項					事 業 名					総	額	年	度	:	年	割	額																					
																							令 和	6年)	度	1,10)5,200	0千円											
2	総		務	費	1	総	務	管	理	費	(仮 整	ට 利	弥)	南備	花	台	中事	央	公	園業	2,753,0	000千円	令 和	7年)	度	1,09)8 , 520	0千円											
																									令 和	8年)	度	54	19,280	0千円									
1	0	粉	吞	砷	لر 1	42.	健	休	苔	争	沙	校	給	舎	梅	設	敕	借	車	쌲	615 '	725千円	令 和	6年)	度	37	'3 , 000	0千円											
1	1 0	教	育	女 育 費	教 育 費	教育費	教育	育	育	文 育 費	教 育 費	教育	〔育	育費	費	5	5 保 化	健 体	件	ī 育 費	貝	7	IX.	ΛΉ	尺	ЛE	RX.	正	νн	₹	*	010,	120 []	令 和	7年)	度	24	2,72	5千円

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
市庁舎総合管理業務委託料	令和6年度~ 令和7年度	93, 500千円
第6次総合計画及び第3期まち・ひと・しごと 創 生 総 合 戦 略 策 定 業 務 委 託 料		9,600千円
固定資産(土地)評価鑑定業務委託料	令和6年度~ 令和9年度	9,823千円
固定資産管理システム賃借料	令和 6 年度~ 令和 1 2 年度	6, 127千円
市立三日市小学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和6年度~ 令和7年度	5,600千円
市立千代田中学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和6年度~ 令和7年度	3,500千円
美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校基本計画策定業務委託料		15,000千円
市立千代田中学校エレベーター棟増築工事設計業務委託料		3, 221千円
新学校給食センター用地造成工事監督 支援業務委託料		8, 584千円
新学校給食センター整備運営事業設計・建設・ 開業準備業務モニタリング支援業務委託料		12,375千円
新学校給食センター整備工事・運営維持管理業務委託料		8, 946, 975千円
学校給食調理等業務委託料	令和 6 年度 ~ 令 和 7 年 度	145, 563千円

第4表 地方債

				貸	遺 還	0	方	法
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
	(千円)				(年以内)	(年以内)		
(仮称) 南花台 中央公園整備事業	191, 200							
上水道施設安全 対策事業出資債	40, 000							
滝 畑 地 区環境整備事業	64, 000							
滝畑ダム機器更新事業	5, 100							
農道整備事業	66, 400							
農 業 用 施 設 整 備 事 業	9, 800							
農地整備事業	2, 000		3.0%以内					
橋梁整備事業	21, 000		(ただし、 利率見直	政府			元利均等 又は	市財政の 都合によ り据置期
市道等整備事業	313, 900	普通貸借	し方式で 借入れる 資金につ	地方公 共団体			元金均等	間及び償 還期限を
河川等整備事業	60, 000	又は 証券発行	いて、利 率の見直 しを行っ	金融機構 銀 行	30	5	年賦	短縮し、 又は繰上 償還もし
緑地整備事業	30, 000		た後には、当該見直	その他			又は 半年賦償	くは低利 に借換え すること
都市公園整備事業	22, 400		ョ 成兄回 し後の利 率)				還	ができる
下水道雨水対策事 業 出 資 債	1, 500							
消防施設整備事業	28, 000							
子ども教育支援セ ンター等整備事業	5, 700							
小学校整備事業	221, 300							
中学校整備事業	248, 000							
南花台地区施設一 体型小中一貫教育 推進校(第Ⅱ期) 整 備 事 業	3, 000							

				貸	還還	の	方	法
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
	(千円)				(年以内)	(年以内)		
滝 畑 ふ る さ と 文 化 財 の 森 センター整備事業	10, 600		3.0%以内					
市民総合体育館改 修 事 業	6,600		(ただし、 利率見直	政府			元利均等	市財政の 都合によ
スポーツ代替施設 整 備 事 業	40, 100	普通貸借	し方式で 借入れる	地方公			又は 元金均等	り据置期 間及び償 還期限を
学校給食施設整備事業	291, 100		資金について、利率の見直	共団体 金融機構	30	5	年賦	短縮し、 又は繰上 償還もし
農 林 施 設 災 害 復 旧 事 業	6, 400	証券発行	しを行っ た後にお いては、	銀 行 その他			又は 半年賦償	くは低利 に借換え すること
公共土木施設災害復旧事業	110,600		当該見直 し後の利 率)				十十 <u>吨</u> [[ができる
臨時財政対策債	93, 500							

議案第34号

令和6年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計予算 令和6年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定 めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,170,111 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入 れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当等(会計年度任用職員に係る職員手 当等を除く。)及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1 国 民 健 康 保 険 #	F	2, 299, 353
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 299, 353
2 使 用 料 及 び 手 数 *	F	1, 201
	1 手 数 料	1, 201
3 府 支 出 🕏	?	8, 596, 963
	1 府 補 助 金	8, 596, 963
4 財 産 収		1, 200
	1 財 産 運 用 収 入	1, 200
5 繰 入		1, 254, 814
	1 一般会計繰入金	1, 208, 559
	2基金繰入金	46, 255
6 繰 越	2	1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収		16, 579
	1 延滞金、加算金及び過料	2, 200
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	14, 378
歳 入	合 計	12, 170, 111

(単位:千円) 歳出 款 項 金 額 務 費 210, 774 1 総 1 総 務 管 費 理 126, 516 収 費 2 徴 83, 898 営 費 3 運 協 議 会 360 8, 344, 563 付 費 2 保 険 給 1 療 養 諸 費 7, 254, 595 2 高 額 療 養 費 1,033,322 送 費 3 移 500 産 育 児 費 30,013 祭 8,500 6 精神·結核医療給付費 17, 583 7 傷 病 手 当 金 50 3 納 付 金 3, 352, 935 1 医 療 給 付 費 2, 434, 378 分 2 後期高齢者支援金等分 710,650 3 介 護 納 付 金 分 207, 907 事 業 4 保 健 費 243, 539 1 特定健康診查等事業費 183, 084 2 保 健 事 業 60, 455 費 1, 200 5 基 積 立 金 金 1 基 積 立 金 金 1,200 債 費 6 公 100 1 公 債 費 100 7 諸 支 出 金 12,000

	出						(単位:千円)
	款			項		金	額
			1 償 還	金及び加	算 金		12,000
8 予	備	費					5, 000
			1 予	備	費		5, 000
	歳	出	合	計			12, 170, 111

議案第35号

令和6年度河内長野市土地取得特別会計予算

令和6年度河内長野市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,020千円と 定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1財産収入		27, 289
	1 財産運用収入	27, 289
2 繰 入 金		60, 730
	1 繰 入 金	60, 730
3 諸 収 入		1
	1 市 預 金 利 子	1
4 土地開発基金借入金		30,000
	1 土地開発基金借入金	30,000
歳	合計	118, 020

_	歳	出								(単位:千円)
			款				項		金	額
Ī	1 土	地	開	発	費					30, 000
						1 公 共	用 地 取	得費		30, 000
	2 公		債		費					88, 020
						1 公	債	費		88, 020
		歳		出		合	計			118, 020

議案第36号

令和6年度河内長野市部落有財産特別会計予算

令和6年度河内長野市部落有財産特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

<u></u>	裁	入											(単位:	<u> 千円)</u>
		款			項						金	:	額	
1	財	産	収	入										180
					1 財	産	運	用	収	入				180
	歳 入				合計									180

歳	出						(単位:千円)
	款			項		金	額
1 総	務	費					180
			1 総 務	管 理	費		180
	歳	出	合	計			180

議案第37号

令和6年度河内長野市介護保険特別会計予算

令和6年度河内長野市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,632,363 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入 れの最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当等(会計年度任用職員に係る職員手 当等を除く。)及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1 保		2, 466, 761
	1 介 護 保 険 料	2, 466, 761
2 使 用 料 及 び 手 数 料		604
	1 手 数 料	604
3 国 庫 支 出 金		2, 688, 365
	1国庫負担金	2, 092, 507
	2 国 庫 補 助 金	595, 858
4 支 払 基 金 交 付 金		3, 156, 467
	1支払基金交付金	3, 156, 467
5 府 支 出 金		2, 157, 450
	1 府 負 担 金	1, 560, 844
	2 府 補 助 金	596, 606
6 財 産 収 入		900
	1 財産運用収入	900
7 繰 入 金		2, 161, 584
	1 一般会計繰入金	1, 888, 645
	2基金繰入金	272, 939
8 諸 収 入		232
	1 延滞金、加算金及び過料	51
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	180
歳	合 計	12, 632, 363

介護保険特別会計

(単位:千円) 歳出 項 款 金 額 務 費 832, 363 1 総 1 総 務 管 理 費 142, 815 費 2 徴 収 27, 468 3 介護認定審査会費 133, 362 4 介護施設等整備事業費 528, 718 2 保 険 給 付 費 11, 241, 087 1 サ ー ビ ス 等 諸 費 11, 241, 087 援 事 業 500, 776 3 地 域 支 1 地 域 500, 776 支 業 積 立 4 基 金 金 900 1 基 金 積 立 金 900 5 公 債 費 500 1 公 債 費 500 支 出 50, 737 6 諸 金 2,500 1 償還金及び還付加算金 2 繰 出 金 48, 237 7 予 備 費 6,000 1 予 備 費 6,000 出 合 計 12, 632, 363 歳

議案第38号

令和6年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度河内長野市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,836,821千 円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当等(会計年度任用職員に係る職員手 当等を除く。)及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		2, 370, 015
	1 後期高齢者医療保険料	2, 370, 015
2 使 用 料 及 び 手 数 料		101
	1 手 数 料	101
3 繰 入 金		466, 598
	1 一般会計繰入金	466, 598
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		106
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2市預金利子	1
	3 雑 入	4
歳 入	合計	2, 836, 821

歳 出		(単位:千円)
款	項	金額
1 総 務	費	61, 365
	1総務管理費	41, 843
	2 徴 収 費	19, 522
2 広 域 連 合 納 付	金	2, 773, 456
	1 広 域 連 合 納 付 金	2, 773, 456
3 予 備	費	2, 000
	1 予 備 費	2, 000
歳 出	合 計	2, 836, 821

議案第39号

令和6年度河内長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度河内長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところ による。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

47,951 戸

(2) 年 間 給 水 量

10,049,000

(3) 一日平均給水量

27, 532 m³

(4) 主要な建設改良事業

配水施設等改良事業

第2項 営業外費用

795,396 千円

63,650 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 2, 271, 911 千円 第1項 営業収益 1,691,219 千円 営業外収益 580,690 千円 第2項 第3項 特別利益 2 千円 支 出 第1款 水道事業費用 2, 322, 242 千円 第1項 営業費用 2,248,590 千円

 第3項
 特別損失
 2 千円

 第4項
 予備費
 10,000千円

 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額680,674千円は当年度分消費税資本的収支調整額58,159千円及び損益勘定留保資金622,515千円で補てんするものとする。)。

収 入 資 本 的 収 入 526, 261 千円 第1款 第1項 企 業 債 250,000 千円 他会計負担金 第2項 11,900 千円 第3項 工事負担金 164, 285 千円 第4項 一般会計繰入金 49,866 千円 第5項 固定資產売却代金 千円 1 0 第6項 基金収入 200 千円 第7項 長期貸付金返還金 50,000 千円 支 出 第1款 資本的支出 1,206,935 千円 8 6 1, 6 6 1 第1項 建設改良費 千円 第2項 企業債償還金 3 4 5, 0 7 4 千円

資

200 千円

第3項

投

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
		中央監		令和6年度	0千円
1資本的支出	1建設改良費	視 設 備	685,000千円	令和7年度	257,000千円
		更新工事		令和8年度	257,000千円
		-		令和9年度	171,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	250,000 千円	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借入れる政府資金 及び地方公共団体金融 機構資金について、利率 の見直しを行った後に おいては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、水道財政その他の都合により 繰上償還又は低利に借り換えること ができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費 の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合 は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費 195,459 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,420千円 である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,658千円と定める。

令和6年2月29日提出

議案第40号

令和6年度河内長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度河内長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚 水 整 備 人 口 93,493 人

(2) 年間有収水量 8,735,180 m³

(3) 年間下水道管布設延長 2. 2 km

(4) 主要な建設改良事業

公共下水道、浄化槽整備事業 638,527 千円

下水道長寿命化対策事業 332,317 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益 3,050,736 千円

第1項 営業収益 1,518,335 千円

第2項 営業外収益 1,532,400 千円

第3項 特別利益 1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用 3,007,269 千円

第1項 営業費用 2,741,303 千円

第2項	営業外費用	262,	9 6 5	千円
第3項	特 別 損 失		1	千円
第4項	予 備 費	3,	0 0 0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,027,290千円は当年度分消費税資本的収支調整額53,467千円、損益勘定留保資金911,820千円及び繰越利益剰余金処分額62,003千円で補てんするものとする。)。

収 入

	42	人
第1款	資本的収入	2, 073, 178 千円
第1項	企 業 債	1,261,523 千円
第2項	他会計出資金	539,673 千円
第3項	国 庫 補 助 金	247,385 千円
第4項	府 補 助 金	553 千円
第5項	負担金及び分担金	24,034 千円
第6項	固定資産売却代金	10 千円
	支	出
第1款	資本的支出	3, 100, 468 千円
第1項	建設改良費	1,035,359 千円
第2項	固定資産購入費	1,700 千円
第3項	企業債償還金	2,013,409 千円
第4項	他会計借入金償還金	50,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
河内長野市水洗便所改造工事資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償	融資実行日から 償還完了日まで	回収不能元金、利息 及びその延滞利息

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	569, 400 千円		3.0%以内	
流域下水道整備事業	54,600 千円	証書借入 又は	(ただし、利率見直し 方式で借入れる政府 資金及び地方公共団	借入先の融資条件に よる。ただし、下水道 財政その他の都合に
浄 化 槽 整 備 事 業	34,300 千円	証券発行	体金融機構資金について、利率の見直しを 行った後においては、	より繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	282,000 千円		当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費 の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合 は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 134,385 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、698,300 千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第11条 繰越利益剰余金のうち62,003千円は、次のとおり処分するものと定める。
 - (1) 減債積立金 62,003 千円

令和6年2月29日提出